

令和元年 12月9日

株式会社フォーサイト

代表取締役 山田 浩司 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば

検討委員長 井原 真吾



御 依 賴 書

冠省

当法人は、貴社に対し、貴社が販売している各種通信教育の「返品について」のホームページ上の記載内容について、令和元年9月13日付で「申入れ書」をお送りしましたが、これに対し、現在まで、貴社から何らのご回答もいただけておらず、また、ホームページ上の記載内容の変更も確認できておりません。

つきましては、令和元年12月24日までに、上記「申入れ書」に対する貴社の具体的対応を画面にてご回答下さいますよう、改めてお願ひする次第です。

ご参考までに、上記「申入れ書」の写しも同封いたします。

貴社から何らご回答いただけない場合、当法人としては、消費者の権利保護の観点から問題があると思われる状況を放置しておくことはできませんので、適格消費者団体として、貴社に対して、消費者契約法上に定められた差止請求権等の行使を検討せざるを得ません。

お忙しい中恐縮ではございますが、消費者被害を防止する活動の一環として、貴社のご理解とご協力を願いいたします。

なお、本書面と行き違いにご回答をお送りいただいた場合は、ご容赦願います。

草々

令和元年 9月 13日

株式会社フォーサイト
代表取締役 山田 浩司 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館5階

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民サポート
理事長 拝師 徳彦



申入れ書

非営利活動法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及、啓発活動を通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的として、令和元年6月6日、消費者契約法第13条の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題を取り組む専門家・関係団体により構成されています。

さて、当法人は、貴社が販売している各種通信教育の「返品について」のホームページ上の記載内容について、消費者の権利保護の観点に照らし問題がある可能性があると思料しております。

つきましては、以下のとおり申入れをいたしますので、令和元年9月30日までに、本申入れに対する貴社の具体的対応を書面にてご回答下さいようお願い申し上げます。

なお、本申入れ及び貴社からの回答の書面は、当法人の活動目的のため、原則として公表させていただきますので、その旨ご承知おき下さい。

第1 申入れの趣旨

1 「返品について」の記載中、受講開始後の解約について、「3. 前年度教材とセットで販売を行っている講座において、前年度教材を受け取り済みで解約を希望された場合、正規受講料相当分の1／2を「発送済講義部分の受講料相当額」として算定いたします。」との記載は、消費者契約法9条1号に該当し無効

と考えられるため、削除して下さい。

- 2 また、表現の如何を問わず、受講者が契約を解除する際に、無償にて贈与した教材等に関して、受講者に金銭的負担をさせるような条項を設けないで下さい。

第2 申入れの理由

- 1 貴社のホームページを昨年から定期的に閲覧させていただいておりますが、貴社は定期的に、社会保険労務士や通関士等の資格取得のための通信講座におきまして、前年度教材を無料でプレゼントするキャンペーンを行っております。

前年度（2019年度対策講座）は、2018年度教材を「無料プレゼント」としていたところ、今年度（2020年度対策講座）は、2019年度教材を「今だけ付いてくる」と表現を変えておりますが、実質は無料プレゼントされています。

- 2 このキャンペーンにより前年度教材を無料で提供された受講者が中途解約する場合、貴社のホームページ上の「返品について」欄の記載によれば、受講者は前年度教材を「無料プレゼント」されたにもかかわらず（この意味で貴社が規定する「セット販売」との表現は不正確です）、支払済み受講料から、まず、正規受講料の50%を貴社に差し引かれ、さらに未発送部分の受講料相当額の20%を貴社に差し引かれたうえでの返金となります。

このような規定は、実質的に、貴社との契約を中途解約した場合の損害賠償額を予定し、あるいは違約金を定めたものと捉えることができます。

- 3 ところで、消費者契約法9条1号は、解除に伴う損害賠償額の予定あるいは違約金を定めた場合、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害を超えるもの」について、その超えた部分を無効としています。

そして、かかる損害の算定については、一般的に、解除の事由、時期のほか、当該契約の特殊性、逸失利益・準備費用・利益率等の損害の内容、契約の代替可能性・変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情を考慮して算定されます（東京地判平成14年3月25日）。

- 4 2019年3月22日付け貴社から当法人へのご回答書によれば、「他の受講生にお渡しできた教材を利用できなくなってしまう」ことを損害と捉え、正規受講料の50%を控除されています。

しかし、プレゼント教材（前年度教材）の数に限りがあるのであれば、そのことは当初から貴社において承知のことであり、数がなくなったため他の受講生に渡せなくなったことは何ら貴社の損害にはなりません。本来、プレゼントとして無料提供されたものにつき、それが受講生において活用できるものか否かに関わらず、貴社において収益を生むものではないといえます。すなわち、貴社がプレゼント教材を渡せなかつた受講生に対し、正規受講料から値引きするなどのサービスをしていない限り、貴社に損害は生じていません。

5 したがって、申入れの趣旨1記載の貴社のホームページの記載は、平均的損害（本件につき損害は0円と考えます）を超える損害賠償額の予定ないし違約金を定めたものといえますので、削除を求める次第です。

また、無償贈与された教材等を受け取ったにすぎない受講者が中途解約しても、貴社に何らの損害が発生しないことから、申入れの趣旨2記載のとおり、受講者に金銭的負担をさせるような条項を設けないで下さい。

以上